

有限会社周東貨物 行動計画

社員が育児等参加により家族の在り方や社会全体が豊かに成長できるように、まずは仕事と育児参加を両立しやすい雇用環境を整備することによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、以下のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1: 男性の子育て目的の休暇の取得促進(次世代法)

(対策)

1. 令和5年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施する。対象社員を把握した場合は制度を周知する。
2. 令和5年5月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2: 3歳以上の子を養育する社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入、実施(次世代法・女性活躍推進法)

(対策)

1. 令和5年4月～ 制度の検討開始
2. 令和5年5月～ 3歳以上の子を養育する社員へ短時間勤務制度を周知

目標3: 社員が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める制度の導入、実施(次世代法・女性活躍推進法)

(対策)

- 令和5年4月～ 制度の検討開始
- 令和5年5月～ 3歳以上の子を養育する社員への制度の周知

目標 4:管理職に占める女性労働者の割合を 25%以上にします。(女性活躍推進法)

(対策)

令和5年4月～ 制度の検討開始

令和6年4月～ 制度の導入開始